

令和8年（再イ）第1号

熊本県玉名市中1735番地
再生債務者 森 泰慈

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年6月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年6月16日 熊本地方裁判所玉名支部

令和8年（再イ）第4号

宮崎市橘通西5丁目3番25号 トピカヒル203号
再生債務者 本間 義邦

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年6月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年6月16日 宮崎地方裁判所民事部個人再生係

令和8年（再イ）第3号

宮城県東松島市大曲字堺堀140番地12
再生債務者 平松 道信

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年6月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年6月16日 仙台地方裁判所石巻支部再生係

令和7年（再イ）第92号

埼玉県坂戸市日の出町25番地25
再生債務者 伊藤 民子

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年6月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年6月16日 さいたま地方裁判所川越支部

令和8年（再イ）第3号

千葉県木更津市清見台南2丁目9番D棟307号
再生債務者 重田 奈々

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年6月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年6月16日 千葉地方裁判所木更津支部

令和8年（再イ）第14号

神奈川県厚木市小野498番地7
再生債務者 浅川 胤美

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年6月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年6月16日 横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

企業年金基金解散公告

確定給付企業年金法第81条第3項及び第83条第2項の規定により解散したので、確定給付企業年金法施行令第58条の規定に基づいて、次のとおり公告します。

1. 基金の名称 アスティ・フジ企業年金基金
2. 事務所の所在地 広島県広島市西区商工センター2丁目15―1
3. 実施事業所の名称及び所在地 株式会社アスティ 広島県広島市西区商工センター2丁目15番1号、株式会社フジ 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号、株式会社フジファミリーフーズ 愛媛県松山市宮西一丁目2番1号、株式会社アロックス 広島県広島市西区商工センター2丁目15番1号、株式会社レデイ薬局 愛媛県松山市南江戸四丁目3番37号、株式会社フジ・カードサービス 愛媛県松山市宮西一丁目2番1号、株式会社フジ・スポーツ&フィットネス 愛媛県松山市宮西一丁目5番10号
4. 解散の理由 確定給付企業年金法第81条に基づく法第85条第1項による。
5. 解散の認可があったものとみなされた事項 当基金の事業主が規約型企業年金を実施することの承認を受け、当基金の受給者等に係る給付の支給に関する権利義務を当該規約型企業年金の事業主に移転・承継すること。

6. 解散認可年月日 令和8年6月1日

令和8年6月29日
広島県広島市西区商工センター2丁目15―1
アスティ・フジ企業年金基金
理事長 山口 普

企業年金基金清算人就任公告

当企業年金基金は確定給付企業年金法第81条に基づく法第85条第1項の規定により解散したので、確定給付企業年金法施行令第59条に基づき、次のとおり公告します。

1. 清算人氏名 宮川 晃幸
2. 住所 愛媛県松山市古川西3丁目9―26

令和8年6月29日
広島県広島市西区商工センター2丁目15―1
アスティ・フジ企業年金基金
理事長 山口 普

弁理士登録公告

令和8年6月10日に行った弁理士の登録及び抹消した者を弁理士法第27条の規定により次のとおり公告します。

登 録			
月 日	登録番号	氏 名	
6月10日	24032	畔柳 郁弥	
6月10日	24033	相羽 誉礼	
6月10日	24034	胡谷佳津志	
6月10日	24035	阪野 誠司	

登録抹消				
年月日	登録番号	氏 名	事 由	
令和8年5月27日	6999	増田 政義	申請抹消	
令和8年5月29日	11779	中嶋 慎一	申請抹消	
令和8年5月29日	22536	上野 友里	申請抹消	
令和8年5月30日	16786	大久保 恵	申請抹消	
令和8年5月31日	9210	下田 達也	申請抹消	
令和8年6月1日	6961	金倉 喬二	申請抹消	
令和8年6月29日		日本弁理士会		

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十九日
青森県八戸市湊高台1丁目1九番11号
リコウ建設株式会社
代表清算人 若宮れい子

解散公告

当法人は、令和七年十月十六日開催の評議員会の決議並びに青森県平川市長の認定により、令和八年五月二十七日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十九日
青森県平川市町居山元三〇四番地1
社会福祉法人津軽やわらき
清算人 水木 恒志

解散公告

当社は、令和八年六月十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十九日
仙台市青葉区荒巻本沢三丁目七番一号荒巻セントラルプラザ一階 有限会社相互
清算人 瀬戸 新吾

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十九日
秋田県秋田市新屋船場町三番三〇号
特定非営利活動法人三角沼の会
清算人 高杉 卓也